

第2回 徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日時 平成27年3月2日(月) 10:00～11:38
- 2 会場 県庁10階 大会議室
- 3 出席者 委員 県
- | | | |
|-----------------|-------|------------|
| 岡崎 啓子(敬称略、以下同じ) | 犬伏 秀之 | 監察局長 |
| 上地 大三郎 | 相田 芳仁 | 監察局次長 |
| 住谷 さつき | 伊達 良史 | 人権教育課長 |
| 中岡 泰子 | 小林 良章 | 人権教育課 |
| 山下 一夫 | | いじめ問題等対策室長 |
| | 折野 好信 | 総務課長 |
- ほか

(会議次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) いじめ防止対策推進法の「重大事態」等の全国状況について
 - (2) 「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における徳島県の調査結果について
 - (3) 事例研究
- 3 閉 会

(事務局)

それでは、ただ今から、第2回「徳島県いじめ問題調査委員会」を開会させていただきます。

本日は、第2回目のいじめ問題調査委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

幸いなことに、本年度当委員会が発足いたしまして以降、委員会の本来の役割であります、いじめの再調査が問題となる事案は今のところ発生していないという状況でございます。このため、本日の会議におきましては、年度末ということもございまして、大きく2点についてご議論をいただきたいと思いますと考えております。一つは、全国及び徳島県におけるいじめを巡ります最近の状況について、事務局から報告をさせていただきますので、委員の皆様方からご意見等をいただきたいと思いますと考えてございます。二つ目は、昨年6月に開催いたしました第1回のこの委員会におきまして、知事からもお話がございましたが、折角の各分野の専門家の皆様にお集まりいただいている機会でございますので、この場を活用して、学校現場で起こり得るようないじめを、専門的なお立場から「ケースメソッド」として取り上げさせていただきますので、各委員のご論議をいただきまして、それを今後の再調査の事案にも活かすとともに、ご意見等を教育委員会の方にもフィードバックしていきたいと考えているところでございます。どうか、各委員のそれぞれのお立場から忌憚のない、ご意見、ご提言を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと思います。これからの議事進行につきましては、会長さんに、よろしくお願いいたします。

(会長)

ご指名ですので、本日の議事進行を務めさせていただきます。

議事を始める前に一言述べさせて下さい。それは、川崎市で非常に痛ましい事件が起こりまして、現在解明中ということでコメントは差し控えますが、この事件によって、この調査委員会の重責ということを改めて確認した次第です。本日は、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、さっそく、議事に移ります。はじめに、いじめ防止対策推進法の「重大事態」等の全国状況について、事務局の監察局から説明をしていただき、続けて「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における徳島県の調査結果について、教育委員会の人権教育課いじめ問題等対策室から説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

～資料1の説明～

～資料2の説明～

(会長)

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対するご質問やご意見がございましたら、どうぞお願いします。

(A委員)

先ほど資料2の最後のところで、何をもっていじめの解消というのかとの話ですね。今回の559件中549件がそれに当たるということで、継続支援もあるでしょうけども、そんなにすぐに解消するのかということで。今のお話ですと、特に客観的な、明確な基準があるわけじゃなくて、個々の教員の判断に任されてるという話でしょうか。どうしても教員としては、いじめが起こっているよりも、解消している方を目指すので、どうしてもそういう方にカウントされがちじゃないかっていうことが心配なんですけどね。そんな簡単に解消するのかなと、単に潜在化しているだけじゃないかなっていう気もするんですね。

先ほど、いじめの数が四国で徳島は多いという話があって、私は別に多いことがそんなに悪いことではなくて、表に出てくればこちらとしては対処しようというような気運が高まるわけですから、同じ事が解消についても言えるわけです。無理に解消に持っていかななくても、問題があったら、問題があるというような状況で、じゃあどうしまししょうかっていう方が、建設的かなと思いますので、いずれにせよ、ちょっと解消とか、一定の解消についての何らかの指標というのを設けないとですね、個々の教員の判断だとバラツキが出てしまうかなと、そういう感想を持ちました。

(B委員)

この数字に関しては、それを多い少ないで一喜一憂する気は全くなくて、例えば件数が平成24年度でポンと上がっているのは、そういうことを見つける事に努力をしだしたというだけのことであって、今までは実質数は変わってなくても、無視していた分が上がってきたので、むしろ増えているのは徳島県が四国の中で一番多くて、それは一応それを気を付けてピックアップしているという意味だと思うので気にしなくていいと思うのと、今もA委員がおっしゃったように何を持って解消とするのかというのを本当に突き詰めようと思ったら不可能だと思います。子供とか親とか先生とかで、一つひとつのケースについて

てかなり長いディスカッションをしないと、それが解消したかどうか分からない。これはアンケートしているっていうことは、本当に解消したっていうことを確認しているのではなくて、そういうことの報告を教員に義務づけたりとか、推奨するということによって、国の機関とか県とか市とかそういう公的な自治体がそれに対して気を付けているんですよっていうことを教員に対してメッセージを送っているだけであって、その報告書が信用できると私は全く思っていないし、解消したのではなく潜伏化しただけだと思っていますので、こんなにいじめって簡単に解消するものではないので、むしろ見えないところで隠れて、教員にとってそれが解決したと認識されてしまっているっていうことをもっと上の機関が自覚をされて、これ全部解決できて良かった良かったっていうことで済まなければいいなと思っています。

(会長)

お二人のご意見というのは、前回からも出てまして、非常に大事なところだと思っておりますし、それを受けて事務局はどうですか。

(事務局)

ご指摘いただいたとおり、トラブルを起こすと、年代が大きくなればなるほど「あいつ嫌やなあ」、「あんまり付き合いたくないなあ」という思いがずっとわだかまって、だから解消っていうのは、例えば互いに話をしなくなる、付き合わなくなる。それが解消かと。子供の年齢が小さければ小さいほど、互いにいじめたりいじめられたりすることがあります。そういうことがあっても、再び仲良くなれるケースは多いのですが、年齢が上がってくると従って、一度そういうことがあると疎遠になって遊ばなくなる、付き合わなくなる。けど、やっぱり心の中では残っている。それは、人間としてある程度あろうかと思います。ただ、ご指摘いただいたように、気を付けなければならないのは、我々は解消したと思い込んで、実際は、裏で他県であるように見えないところで使い走りとかということが、進行しているのではないかと。それは重々気を付けて、学校の方にも、また校長会等でも指示、指導に努めて参りたいと思っております。

(B委員)

もちろん、私が言いたいのは、とにかくこのこと、いじめっていうものに対して社会とか自治体に関心を持っていると。それに関して監視の目があるっていうことを教育現場の方にアピールするっていうことが、一番意味合いがあって、事実そのいじめが何件あって、増えた減った、そのうち何件が解決しているっていうことをこう大きく、いわゆるそれはもう事実じゃないかも分からないっていうか、事実じゃないっていうことはないと思うんですけど、正確に把握できているか、アバウトな把握かかっていうのは分からないので。反対に言うと、これをこういうふうに目を光らせるようになったということによって、結局小さなものとか、いじめじゃないものをピックアップされたりする危険もありますし。また、反対に子供なんかの場合は結構、いじめではないものがいじめかなと認識されて、それをピックアップしたが故に、いじめたとされた側にとってもストレスになったりすることがあると思うので、どういう事案をピックアップして、どういうふうに解決したかというような細かい過程を全部ちゃんとやろうと思うと、ものすごく大変な事になりますので、私はこういうことをちゃんと調査して、教育現場にはみんなが見てますよっていうことを、社会的にこう、治安じゃないですけど、治安が良いとか悪いとかいうような、そういうレベルで国とかの意識を上げるということに意味があると思っています。

(C 委員)

確かに、四国で一番いじめの件数が多いというのは、皆さんがおっしゃられたように、先生方がしっかり子どもたちの様子を見ているということですし、私も数が多いということに危惧していません。むしろ、そこに上げられたら小さなことであっても、解決に向け考えていくことができるので、その数に上がるということも大事かと思います。

解消の件につきましては、相談を受けたことがある事例ですが、小学生の子がいじめを受け、自分から先生に「いじめられている」ということを相談し、先生がその相手の子を指導していじめは一旦収まったのですが、しばらくしたら、またいじめが始まったそうです。先生に言ったけれども、また始まったということで、もう今度は先生に言ってもダメなのかなと思って言わなかったそうです。

この例からも、ひとつの指導が終わった時点で、いじめが解消したととらえるのではなく、ある程度長い期間見ていく姿勢も必要だと思います。

(D 委員)

あまり数字に一喜一憂しない方が良いと思うのですが、でもまあ、一つの指標でもありますので平成24年度の認知件数が増えたっていうのは、そういう意識が高まったと。じゃあ平成25年度に下がっているんですけども、これはどういうことが要因で認知件数が下がったのかとか、そういったところも考えて、一方では数字っていうところも注目して考えていきたいなと。両方の視点が大事なんだと思います。

学年による認知件数の違いについて、先ほど報告してくださって、中1っていうのが非常に多いっていうところもやっぱり大きな要点かなと。それに対してどんな対策をしてくかとか、そういうことに関心があります。

(事務局)

今、学年による数についてのお尋ねがありました。小学校は、過去5年間の数字を見ていただいて、年に150件くらい。全国的にも小学校のいじめ認知は少なかったのですが、大津での事件があった平成24年度、大きな問題になってから小学校でのいじめの認知件数が増えました。これは全国的な傾向で小学校の先生方もしっかりいじめを見抜いて、遊びの中で起きているものであろうと思っていたものが、やはりそれはいじめだよっていうことで、しっかり見抜き、数が増えてきていると思います。

ただ、中学校1年はいじめだけではなくて、不登校も格段に増えます。これが中1ギャップと言われるもので、徳島県だけでなく、全国でも中学1年生のいじめの認知件数がピークです。

あと、認知件数としては、そこから高校生、高3まで半分、半分、半分になるくらい減ってっております。これは、全国でも同じような形です。ただ、その裏には、やはり川崎の事件ではないのですが、深刻なもの、遊びの集団とされていた中で、上から下へのいじめ、そういうものが含まれていて、SOSをしっかり見抜いて解決に繋げていかなければと思っております。中1ギャップと言われているように、中学校のいじめ認知が多いというのが現状でございます。

(B 委員)

中学校1年生の担任の先生っていうのは、例えば各校はベテランの先生を配置するとか、いじめに対する問題意識の強い先生を配置するとかいう工夫はされているのかなっていうのが。中学校ってたぶん高校受験とかがあるので、中3とかにそういう人を入れてしまっ

たりしているんじゃないかなとか思うところがあったりします。というのは何でかという
と、担任の先生がどうであるかによってクラスはいじめる方向に行くか、いじめる方向に
行かないか、結構変わると思うんです。子供達も先生をどの程度力量があるかっていうの
を見ていますので、いじめなんかしたら見抜かれて、叱られてっていう意識があるのと、
あの先生だったら陰でしてても分かんないやっていうのがあって、それは先生それぞれの
資質というよりも経験とか、その先生の教育に対するモチベーションだと思うんですけど
も。そういう中1だからといって、いじめに対して結構意識が強い先生を入れてもらえて
いるといいなと今思ったのが感想です。これは市町村のことなんで、こちらは関係ないか
と思うんですけども。小学校にしても一番悪いのが、5年生、6年生になる頃で、1年生
のいじめとかいうのは本当にいじめかなと思うのですが、4年生くらいからだちょっと
嫌らしくなってきた、5年、6年、中1、中2が一番悪いっていう年代がありますよね。
そこを、県の管轄ではないと思うんですけども、校長先生とかがしてくれるといいなと
思いました。

(会長)

事務局どうでしょうか。

(事務局)

私は、小学校の校長をしております。おっしゃられるとおり小学校でも、実は高学年に
なると問題は大きくなるかということ、小学校の低学年、中学年でも大きな問題が生じるこ
とがあります。

学校は組織としても、小学校の低学年から子供を育てることを人権教育などを通じて行
っています。人のことを考える、命のことを考えるということで、各学年教員の配置もし
ております。今、一人の教員が困難な状況とならないように、学校全体の組織として考え、
教員の配置をしています。だから、誰が悪いとかということではなく、学校は全体で考え
ております。特にこういういじめ問題等の基本方針が策定されておりますので、各学校に
おいては、そういう組織を踏まえて、いじめ問題を学校全体で捉えていこうということで
今、取組が始まっているというところでございます。

(事務局)

私は中学校の校長をしております。長年中学校に勤めてきましたが、中学1年生が一番
難しいです。中学3年生での進路指導も難しいですが、中3になれば落ち着いてきますの
で、後はもう、勉強にどう向かわせるかだけです。やはり中1は、学校によるのですが、
いろいろな小学校から集まってくる学校では、勢力争いが起こります、子供の中で。特に
女子の人間関係なんかが変わってくるので、その辺りに経験のある教員を配置するよう
にしております。ただ、事務局から説明のありましたように、やはり一人の教員ではなくて、
組織で動けること、組織で対応ができることを念頭に人事配置をしております。

ご指摘いただいたように、担任の差は大きいと、おっしゃるとおりです。だから、その
教員のレベルをしっかりと上げていくよう、人作りが大事だと思いますので、その点につ
いても、しっかりと力を入れて参りたいと思っています。

(B委員)

本当にありがとうございます。すいません、校長先生に失礼でした。

もう一つ、さっきから思っていることは、川崎の事件とか、大津の事件を一般的なもの

と考えるのは大きな間違いで、あれは非常に特殊であり、しかも、いじめとかいうのではなく非行や虐待と関係していますので、いじめっていうものと、虐待っていうものと、非行っていうものが全て揃って、しかも、たぶん精神的なある程度の歪みというか偏りのある人格の人とか、そういうような、やっぱり更正はもちろんですけど、治療の必要な人達の起こしている事件だと思いますので、それを考えるとやっぱり一般的な一面はあるし、このままじゃ大変だけども、それがすぐ大津の事件や川崎の事件にいつてしまうというのは、ちょっとあれかなと思うところがあります。ただ、ああいう事件があると、やっぱり親も気を付けるし、先生も気を付けるようになるので、みんなが気を付けるようになると、いわゆる子供達がみんながそういう方向に、気を付ける方向に行くってというのはすごく大事な事かなと思います。

(会長)

大変貴重なご意見をいただきました。ちょっと私の方からいくつか。

まず1番目。難しい問題だなと思ったのは、何を持って解消とするのか、ということです。2、3年前(2013年6月)にNHKテレビのBS世界のドキュメンタリーで、海外のいじめを特集していました。ご覧になった方も多いと思います。その番組で、アメリカの先生が何をやっているのかというと、いじめた子といじめられた子の二人を呼んで、はい、握手と。それでもういじめは解消、仲直りをしましょう、みたいなことをしていました。未だにこんなことをしているのか、と驚きました。日本では、このような表面的ないじめの解消法によって、これでいじめはなくなりましたとは到底思っていない。一つには、このように何を持っていじめの解消とするのかという難しさと、もう一つには、表面的に解消したということで、いじめが潜伏化するという危険とを、今後も肝に銘じておかなければというように思いました。

それから、2番目。文部科学省のいじめの調査で、何か大きな事件が起こると、パッといじめ認知件数が上がって、それからなだらかに減って行って、そしてまた事件が起こるとパッと上がるという、その繰り返しなんですね。その歴史的な流れを振り返っておくと、4つ大きな波があって、第1の波が1985年前後、第2の波が94年、95年の頃、それから第3の波が2005年、06年ぐらい、そして第4の波が大津の事件以降ということになります。

まず、第1の大きな波の前は何かというと、1970年代の後半くらいから83年くらいがピークで、校内暴力が非常に起こっていた時代です。いじめというよりも目に見える形で暴力が行われていたり、対教師暴力があったりという、非常に大変な時代でした。そこで、これはなんとかしなければというようなことで、教師だけでなく社会も関わっていくうちに、いじめという形で潜在化していきました。そして非常に大きな事件となったのは、85年の鹿川君。東京の富士見中学校の事件で教師も葬式ごっこに加わったという非常に衝撃的な事件、痛ましい事件でした。あの時に、日本中で色々な意見が出てきて、これは日本独自の現象だ、陸軍の昔からそうだったんだ、というような意見もありました。しかし、色々調べると世界中でいじめ、どこの国でもいじめがあるとわかってきました。この85年前後に、非常に社会問題として意識されるようになったというのが、まず第1の波ですね。

それから第2の波というのが94年、95年、96年の頃です。94年の愛知県の大河内君の事件。親や教師も非行グループというような捉え方でして、その中で大河内君がいじめられているというのが分かっていなかったということです。この後、95年に、とにかくいじめられている子に何とか寄り添い守ろうということで、スクールカウンセラー

制度が導入されました。それとともに、この頃から、テレビのいじめ番組とか、ヌードやセックス番組などに対し、表現の自由を履き違えているんじゃないかと大きな問題になっていくわけです。

次に第3の波ですが、2006年に福岡県でベテラン教師が受け狙いというのも変だけでも、成績別にイチゴの名前で何々ランクだ、というように生徒を呼んだり、みんなの前で厳しく叱責したりして、子どもが自殺してしまいました。その後、社会としていじめ問題に取り組みましょう。いじめられた子に対する対策というのは、スクールカウンセラーが関わっているけども、当然いじめた方に対しても積極的に関わろうとか、学校全体としても取り組みましょうという動きが起きました。さらに、ネットいじめのような新しいいじめも広がってきたというのが第3の波の頃です。

今回、第4の波というのが、2011年の大津の痛ましい事件です。その後、大人たちがいじめ問題に本気で継続して取り組みましょう、という大きな社会的動きが起きました。しかもそれが、社会全体、学校、教育委員会、自治体、国を挙げてと広がりました。それから実は、大学もいじめ問題に関わっていきましょうという、大きな流れになってきているわけです。ちょっと脱線したかもしれませんが、歴史的な流れを話させていただきました。

3番目として少し補足をしますと、例えば大河内君の時でも、学校内では担任一人が苦勞しているんですね。当時、愛知県では教育委員会から、いじめや不登校があれば教職員間で事例検討会をするようにという通達が出ているのに、大河内君の学校では一切開かれてなかったということがわかりました。大河内君の事件後、子供を一人で悩まず独りぼっちにさせないのと同様に、担任も独りぼっちにさせないで、とにかく学校全体で取り組みましょうというようなことで今にきています。それから、いじめが起こってから生徒指導の対応をするだけでなく、いじめが起こらないような予防的、積極的な生徒指導をしていきましょう、というのが今の流れになっています。

以上、大きな流れを整理して話しましたが、ケースバイケースで個々の子供達に対してどう対応していくのかというのが非常に大事です。大きい流れを押さえた上で、個々の対応を考えていかねばなりません。

とりあえずここまでで、まずはよろしいでしょうか。それでは、正に個々のということで事務局の方の創作ですけども、プライバシー保護の問題もあり、こういうのあるよねという感じで事例を作ってもらいました。専門的な立場から、あるいはあまり専門的と言うと発言しにくい傾向もありますので、今回は勉強会ですので、ブレインストーミング的に自由にご意見いただこうと考えております。それでは資料3をご覧ください。これに関しては各委員の方に、事前に事務局からお届けしているということですので、資料の中身の説明は省略させていただいて、まず、このバレー部に所属しているA男君の場合について、ご意見いただいたら、あるいはA男君から離れても結構ですので、色々ご意見いただけたらと思います。

(A委員)

まず架空の事件なので質問してもしょうがないのかもしれませんが、その調査委員会を設置して色々調査をしたというのは、具体的には誰がどんな風にしてどんな調査を行ったのですか、ということと、あと当事者のA男君から事情聴取は当然しているんでしょうが、しているという前提で、まずその辺の説明をお願いできますか。

(事務局)

はい、これは架空の事例でございますので、具体的にどういう調査をしたかというところまでは書き切れておらないのですが、まず調査組織といたしましては、ここに書いてございますように、まず、学校を主体として調査を行ったという形にさせていただいております。その委員長が校長でありまして、あと教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教員、PTA代表といった形のメンバーの中で調査をしていただくと。調査の中身、方法については書いてございませんけど、通常ですね、生徒さんに対してアンケート調査であるとか、当事者に対する聞き取りなどを行って、結果を出したということでご理解いただければと思います。

(会長)

今、説明のあったように、これだけでは正直分からないので、色々ご質問いただいた点が実はポイントですからね。今後の調査のところでもちゃんとできてますかという。

(A委員)

今日はとりあえず設問があるので、設問①ということで、再調査を開始すべきかということで、先ほどの「資料1」とも関連するのですが、再調査を実施した場合、実施しなかった場合、ということでそれぞれ書かれております。

この手の話というのは、被害者側の信頼がないとなかなかうまくいかないということが全国の状況を見てと思うんですよね。被害者の言ったとおりの認定をしてくれというわけではないんですけども、どうしてもこれまで被害者にどう調査結果を伝えても、不信感が従来あって、そういうことから調査についても第三者機関というものが出てきていると思うわけで、要は調査の透明性の話なんだろうと思うんです。つまり、結果良ければ良いという、結果としては実はちゃんと調査してもこういう結果になったのかもしれないので、そこは結果はどうかはよく分からないんですけども、プロセスをちゃんと大事にしないとなかなか難しいんだろうなと。だから、そういう意味でも「資料1」のですね、3(3)再調査を実施しなかった場合の理由の「報告書の内容が適切」というのは、結果良ければいいでしょ、というのはどうかと思うので、やはりその3(2)にあります、生徒、保護者の納得であるとかですね、調査内容というかプロセスの公平性とか、公正さや客観性とか透明性とか、その話かなと。

そうすると今回の事例でいうと、両親に調査の説明が全然なかったということで、調査をする場合にどういう方針でどういう調査をするのか、あるいは途中経過の報告の話もあるんですけども、結局そこでもこういう結論が出て、結論が本当に確かかどうか知りませんが、隠されちゃったみたいなの、そういうイメージ・印象だけ残ってしまったのかなと。これはやっぱりという感じがしますので、再調査して結論が変わるかどうかはさておき、しないといけないケースもあるなと個人的には思います。

(D委員)

設問①の、再調査を開始すべきかどうか、というところについては、先ほどA委員のおっしゃったような、いじめを受けた生徒の保護者が納得していないというところが一番です、それについては開始するべきなのかなと思っています。

アンケートをとること自体にも説明がなかったということですが、アンケートをとることによって、いじめた側の生徒が事実を認めたということで事実確認ができていますので、やはりアンケートをとることはとても有効であって、ただその説明がきち

んとされてなかったことが問題であるので、しっかり説明をしていけば問題はなかったんじゃないかなと思います。

あと、認めた後どうだったのかなという。いじめた生徒への指導がどういうふうな形でされたのか、あるいはいじめを行った生徒の保護者への説明も含めてどうなったのかとか、その辺が気になる場所ですし、この問題が浮上してきたのは担任の先生が気が付いて対応ということなんですが、部活動の顧問の先生はどんな状況だったのか。部活動におけるいじめもやっぱりあるという認識の中で、そういう対応ができてなかったのかということも大きなポイントで、確認したいところかなと思いました。

そういう意味では、もう少し調べて整理をしたい、どんな感じで調査が進められたのか調査したいので、そういう意味では再調査に進むのかなと思っています。

（事務局）

大変貴重なご意見ありがとうございました。私どもも短い事例の中なので、ご指摘いただいたように、全て書き切れてないところがございます。実際に再調査の事案が上がってきた段階では、具体的にどういう調査をして、例えば今おっしゃっていただきましたように、いじめの本人に対して指導はどうであったかとか、いじめた方の保護者に対する説明はどうであったか、そういった点が非常に重要な点だと思っております。

あと、部活動の状況であるとか、実際に事案が上がってきた段階で、再調査の前段階の調査内容を見ていただいて、それぞれ色々判断していただく点が出てきようかと思っておりますので、今ご指摘いただきましたような点が重要なポイントということで、今後の参考にさせていただきたいと思います。

（A委員）

一般にはアンケート調査があるんでしょうけども、今回の事例って割とその、部活の中で、特に加害者の方としてはあまりいじめという意識もないままイライラをぶつけてしまったかなということなんですけど、そういった場合もアンケートというのはクラスの生徒に対するアンケートという話になってしまって、これが本当にこのケースにいいのかどうかというの、私も実は考えがまとまってないんですが、その辺り、皆さんはどう思われますかね。

（C委員）

アンケートを実施することによって、いじめだけじゃない問題も出てきましたが、学業・成績とか、将来のことなどのいじめとは別の問題の方がクローズアップされていったように思います。

ただ、おっしゃられたようにこの問題をどうするか、どういうふうに調査していくかについては、調査委員会が校内に立ち上げられていますが、その時点で、学校寄りの内容になったように思われますので、やはり心理とか福祉とかの専門家を入れて立ち上げるべきではなかったのかと。そして、どういう方向で対応するかを決めた方が、スムーズに進んでいったのではないかと思います。また、いじめ以外の問題は、個々に対応する必要があると思います。

（事務局）

ただいまご指摘いただいた部分につきましては、そのとおりだと私どもも考えておりまして、いじめ防止対策推進法の中では、こういう調査委員会を設ける際には、おっしゃっ

ていただいたように、心理の専門の方とか、精神科の専門の方、弁護士の方などを入れた形で、調査をすべきだというふうにされておりますので。

今回のこの事例については、法律の施行前ということで、学校が独自に立ち上げた調査委員会ということでこういう形にさせていただいておりますけども、実際に調査する場合には、学校関係者だけでなく、外部の方、客観的に中立的と言えるような方に入っただいて調査すべきであろうと考えております。

（会長）

今の時点から見たら、人選がそもそも問題ですし、それから最初にA委員が指摘されたように、プロセスの公平性や透明性、客観性も、いかがなものかというものですけども。

（B委員）

まず、部活の中で起きたので部活の中でアンケートを取らないといけないと思ったのが一点と、顧問の先生というのは担任みたいなものなので、自分が任されているそのバレー部という集団に対しての監視能力がなかったというか、把握するということできていなかった。別にずっとべったりくっついて見張っているとは言わないんですけど、ボールを毎日ぶつけられていたんだったら、一週間に1回くらい部活の練習を見に行ったら必ず見れる訳ですから、その状況が。それを何故しなかったのかなと。名前だけでいいのかなという感じはしますけど。

（会長）

A委員に教えていただきたいんですけど、部活の顧問がどこまで関わるかということ。ほんの数週間前でしたかね、判例が出たと思うんですが。なかなか難しいグレーゾーンのところ。

（A委員）

その辺は不勉強なので、一回きちんと調べてみないといけないでしょうけども、確かになかなか先生方も忙しいから、毎日、毎日練習に顔を出すのは難しいし、じゃあ週に1回出したらどうなんだという、その時だけ収まっているとかいうこともあって、本当にどうするかって難しいですよ。すみません答えになっていないんですけども。

（会長）

それとともに、B委員の言われる、その後の対応もその顧問がね。B委員もC委員も問題があったと言われてますね。まず、起こるまでの対応がどうだったのか、それから起こってからの対応みたいなのは。

学校現場ではどうですかね。

（事務局）

中学校、高校と部活動があります。いろんな部活動での事故とかも含めて、過去10数年前は、「やっとなれよ」と言って練習メニューだけ渡していることが多かったようですが、最近、中学校では「部活の顧問は練習している生徒に付いておいってください」ということをしっかり管理職員も言っていますので、付いているケースが増えています。勤務は4時45分までなので、「分かりました、4時45分までで部活を終わります」と早く終わってしまう人がいます。校長として、勤務時間を過ぎて部活動しなさいとはいいにくい部分もあ

ります。あんまりそれを強調することによって、「分かりました、部活を見ますが4時45分までです」という職員を作りたくないなと思いながら指導しておりますが、中学校では比較的付いてるようになってきたと思います。高等学校はよく分かりませんが、それでもいろんな報道事案からも含めて、比較的付いているだろうと。

ただ、このようなケース、昼1回は顔を出すんだけど、「やっとなれよ」と指示し、出張に出る場合もございます。もし困ったらこの先生に伝えるようにと指示をしたうえで、その場を空けるケースもあります。それが現状です。

(B 委員)

時間的にそれを作るというのではなくて、その組織がどういう状況かを把握しているかどうかということなんです。例えば、いじめというのは結局ある集団の中で起きます。集団の中の縄張り争いから起こります。上下関係を作るということ、自分の方が強いかどうか、弱いのか、というのから始まるので、集団というものを作った限りは、それを監視するシステムが必要であって、それが例えばクラスであれば担任の先生ってことになりますよね。だからこの頃は、大学生はもういじめとか絶対しないような歳なんですけども、それでも今このメンターって言って、いわゆる何かあったときに相談するっていう人を作るとかいうようなシステムを採っているんですけども、部活って言うのは多分、一番そのグレーな、誰が責任を持つんだ、これが校外に出てしまえば警察になるかもしれないし、ちょっと分からないんですけども、部活ってというのは学校の中で起きている、やっていることなので、世間から見たら学校がちゃんと管理してくれてる集団なんだろうなっていうふうに見るとは思います。

だから、時間的に担任の先生のようにきちっとくつついて、一日中一緒にいてとか、部活中ずっと一緒にいるとかは全く必要ないと思うんですけども、今その中で人間関係がどうなっているのかというのを、例えばたまにはみんなでどんな様子かっていうのを聞いてみて、仲良くやれてるのか、何か困っている子がいないのかとか、最近休みだした子がいないのかとか、最近こう、みんなの表情がどうかとか、そういうふうなことから総合的に把握するって意味であって、先生方が忙しいのはよく分かっているんで、ずっと付いてなきゃいけないっていうのではないんです。

(A 委員)

A 男君がバレー部の顧問教師に相談できなかったのは、性格的な問題で、真面目でちょっと抱え込んでしまったっていうのもあるんですけども、その辺は顧問と生活指導担当の関係というか、もうちょっと気軽に相談できていればこんなに深刻化しなかったかなと思います。それも、先ほどおっしゃったようなちゃんと伝わってくるかなと。

(会長)

お聞きしていると、まず、教師の方の起こる前、あるいは普段からの対応みたいなのところの大事さみたいなのところのご指摘をいただいたのですが。次に、設問②のどういう対応すべきであったか、今後どういう対応すれば良いのかというところが残っているのですが、ご意見ありましたらお願いします。

(C 委員)

そうですね、症状としても出てきていますので、どういう診断になるか分かりませんが、専門機関による診察、そしてケアをしていくことが必要だと思います。また、A 男君にど

うしたいとか、どうして欲しいとかいう本人の意思を聞いてあげ、それを尊重して、その上でカウンセリングを受けるなどに繋げていけば良いと思います。加害者側にも同じように対応をし、カウンセリングなども必要かと思います。

(B 委員)

加害者の言い分をちゃんと聞くっていうことと、公平に何が起きたかっていうことを両方から聞くっていうことが大事だと思います。

(A 委員)

こういう場合は、ここでどういうふうな指導されているのか分かりませんが、「とにかくそんなことやったらいかんじゃないか」みたいな指導をしているとすると、やっぱりいかんのかなと。いじめってというのは結局、色んな意味で色んなストレスがあってそういう弱い人にはけ口が向かってということがよくあるわけであって、これも先の非行の話も出ましたが同じで、こういうことに及ぶそれなりの理由があるわけですね。もちろん我々が見て、それは違うだろうっていうのもあるんですけど、やっぱり加害者なりに言い分がある訳で、まず、そこはきちんと聞かないといけないし、そういう部活動でしんどい思いをしてるとするならば、それはそれできちんとフォローしなきゃいけない問題がある。しかし、そうは言いながら実際にこれだけの被害を受けているというA男君の気持ちも尊重しないといけないし、その辺をやっぱりきちんとそれぞれで、何かありがちな話のような気がして、なんか行き過ぎてしまったっていうか、一生懸命みんなやっているのにみたいなところがあるので、そこは少しどこか行き違いみたいな感じになってしまっているの、その辺を最終的にはどこかでお互いの気持ちを話して理解できるような感じになればいいなあと、ちょっと時間かかるかも知れませんが。まずは加害者の方についても、やっぱりきちんと、なぜそういうことをしたのかっていうのを責めるのではなくて、その立場に立って聞くことが大事かなと思いました。

(D 委員)

この事例というのはクラブ活動の中のこういったいじめが大きかったと思うんですが、一方では登校ができなくなっている要因って考えていくと、どうもそれだけではなさそうなのが書いてあって、成績の事とか将来の事も一方では悩んでいたというような事実もあって、何か一つにこう原因を求めていくのもどうなのかなと。そうなってくると最終的には、やっぱりA男君の気持ちにはしっかりと寄り添いながら、安心して登校できる条件って一体何かなっていうのを探っていくことが必要かなと。もちろん、いじめがあったというふうにアンケートの結果では明らかなので、一番の大きな原因ではあると思うのですが、登校できなかった他の要因も、もしかしたらあるのかなというふうに感じました。

(会長)

カウンセラーの立場で言いますと、みなさんが話されているように、いじめられた子どもに、あなたを守りますよ、味方ですよ、といかに寄り添っていくかです。その時、それがまず大前提なんだけど、そんなに簡単に味方ですとうまく信じてもらえるわけではない。信頼関係を徐々に築いていくものです。とりあえずはこの人と話しても、この担任と話してもいいか、みたいなところから始めていけたらということです。この時、注意しなければいけないのは、いじめられた子どもに対し、あなたも反省するところがあるでしょとか、

他の要因は何かとか、それらをすぐには持ち出さないことです。

あるいは、逆にいじめた子どもに対して、すぐに責めるのではなく、話をいかに聞くかです。いじめた相手がどう思ったか、というようなところを聞いても、すぐに答えられない子もいるのです。答えられないからと言って、大人は怒らない。そこは今後、ぼちぼちと話を聞いていきましょう、みたいな余裕がいます。それから、事実関係とか、言い分とか、その辺をまずじっくり聞いていくということだと思いますね。どういうことがあったのかを丁寧に聞いていく。つい、相手の気持ちをどう思っているのか、他に悩んでいることがあるのだろうなどと尋ねていくと、それだけで関係性が切れちゃいますから。

事実はどうであったのか、あるいはその子の言い分や思いをじっくり聞いていって、そうやっていくうちに関係性がある程度深まっていったというようなところで、相手がどう思っていたのかとか、他の要因はとか、あるいはこれからどうしていくのかを話し合っていければというのが、一般的な生徒指導上、教育相談上の対応と言えると思います。

もう一つは、教師が一人でいじめられた子どもやいじめた子どもの聞き役をするということもありますが、やっぱり人数が多くなったら教師は手分けして子どもたちの話を聞くことが一般的です。いじめられている子どもに対して「そうか、そうか」って聞きながら、いじめている子どもに対しても「そうか、そうか」とは、なかなかそう簡単に思えない時には、自分はいじめられている子どもの対応をします、いじめている子どもの対応は同僚の先生にお願いしますというように、チームを組むことも生徒指導においてよく使われる手です。

(A 委員)

私もそういうような話をしたことがあるんですが、こういうケースでなくて、例えばクラスの中でいじめが起こった場合、担任が全てをやろうとしてしまっただけで、どうしても担任としては公平に中立にみたいな意識があって、被害者って、そういう人って本当にこの人信用していいのみたいな話になるし、加害者の方としてもそれで大丈夫かなみたいな、おっかなびっくりみたいなところがあって、おっしゃるとおり、チームを組んで被害者サイド、加害者サイドで何があっても守りますみたいな、加害者には理由を確認する中で、第三者の人がまた努力、対処していく。特に担任はクラス全体見ていけないといけませんからね。特定の人に肩入れはしばらくのところがあるんですが、きちんとやっぱり役割分担が必要なかなとは思いますがね。

(会長)

事務局どうぞ。

(事務局)

ご指摘いただきましたように、いじめ防止対策推進法は、そういう面では、非常に大きな役割をしてくれたのかな。ただ、それが本当に学校で機能するように、または機能しているのかどうかをチェックするのが私達の立場だと思います。今、いじめについては担任の先生だけでなく、組織で対応しなさいよ。だから担任は学年主任、生徒指導主任、管理職も含めて、きちんとしたルールを作り、組織として対応ができるよう指導して参りたいと思っています。

それから、事例研究のケース 1 で、みなさん方からご意見をいただいたように、A 男君の顧問として、人間関係がこうなっていくのを見つけられなかった。もちろん顧問の責任であり、また学校の責任でもあろうかと思っています。だから、それをしっかり見抜け

る職員を育てる。そして見抜いた後、対応できる組織を作って、対応して参りたいと思っております。

C委員の方からも、やはり信頼関係、2回目は担任に言わなくなったというお話がありましたが、やはりそれを先生に言ったらいけるという職員を作っていけたらと思います。

(B委員)

本当に何度も繰り返しますけど、学校の先生がこういうことに関心を持っていただいていると思うと本当にありがたいことで、子供達はちゃんと分かっている、大人っていうか先生達がそういうことに対して目を光らせているか、光らせてないかっていうことはよく知っていますし、先生方が自分達のことをちゃんと見ているか、見てないかをよく分かっていると思うんですよね。だから、そういう意識が学校で高くなるっていうことが、間接的にはいじめを減らすんじゃないのかと思います。

(会長)

脱線しますが、私は大学で教える立場から、大学をマネジメントする立場に変わりました。要は、セールスマンみたいに、各県の教育委員会とか大学回りをする訳ですが、その相手をしてくれる人のなかには、にこにこしながら「そうですね」とか言っているけど、「早く帰ってほしい」と思っているということが、こちらには実によく分かるんですね。本当にちゃんと聞いてくれているか。本心がどうか、あるいは姿勢ですよ、聞こうとしている態度というのが。いくらきれいな言葉でも、心は伝わるというのが、よく分かりましたね。ですから、先生方も本当に本気でこの子と関わろうとまず思うか、そういう姿勢は子供たちに伝わるんだ、というところが原点でないかと思います。

それともう一つが、スクールカウンセラーの活用とか、あるいは精神科医との連携ということになってくると思います。非常に難しいケースになってくると、教師同士のチームを喧嘩させるような事態になってくることがあるんですね。先生同士で何か気まずくなるとか。いかにチームを組んでいけるかということは、非常に大事な問題だと思います。

予定していた時間がもう来てしまいましたが、もう一つのケース2の方ができなかったのですが、もし、ケース2について何かありましたら、せっかくですのでどうぞ。

(A委員)

ケース2の事例ではないのですが、最初に戻るのですが、**資料1**の他県の再調査の実施状況で、実施済みのものについて、報告書ですかね、それがもし入手できるのであれば。公表されているかどうか知りませんが、こういう報告書については、なんとか入手できないものかと思ったのですが、どうでしょうか。

(事務局)

実施済みの団体につきましては、今年の1月に報告書が出されたところです。まだ公表されていなかったもので、今回お出ししてませんが、つい先日ホームページに掲載されております。次回の委員会では、実際の実例でご紹介させていただき、議論いただければと思っております。

(A委員)

これは、報告書というのは基本的には公表する方向になるんでしょうかね。やっぱり、この事件だけじゃなくて、今後の教育的視点から広く社会で共有できればと思います。こ

れは我々が再調査した場合も同じではあるんですけども、その辺は全国的にはどうなっているのか、といってもまだ2件ですから、何とも言えないのですが。

（事務局）

実施済みの団体の状況で言いますと、概要版を作成し、公表しております。詳細版については、原則的には公表しておらないのですが、依頼があれば提供すると聞いております。たぶんプライバシーにあたる部分については消されていると思いますけど、それをまた取り寄せまして、提供できる分については提供したいと思っています。

（A委員）

詳細版でいただけるということですかね。

（事務局）

どこまでお配りできるかについては、各県の状況をお伺いしてからということになりますが、ホームページ上で公表されている部分については概要版でお渡しできます。

（A委員）

それは誰でも取れるんですけど。ここ限りということで、できましたら詳細版の方が今後の活動に役立つかなと思うんですね。

（事務局）

検討させていただきます。

（会長）

事例に限らず、全体のところで何かご意見がございましたら、どうぞ。

（C委員）

学校の先生方は、お忙しい状況にあると思いますので、地域の力、人材を活用されたらどうでしょう。部外者でも何かお手伝いできることもあると思います。リタイアされた方も含め、いろいろな経験をされている方がたくさんいますので、そういった方を活用していくことも、いじめ防止の一つに繋がるのではないかと思います。

（B委員）

今回の話とちょっと離れるのですが、重大事案っていうのはやっぱり起きるのを防止するっていうことで、例えば今回の川崎の事件とかを見ていると、学校の先生、親とか友達以外に直訴するところがなかったのかなっていうのがあって、目安箱じゃないんですけども、せっかくこういう組織が下にできているのだったら、どうしても困った時はここに連絡しなさいというのがあったといいかなと思ったんです。命の電話というのがよく自殺の人にはあるんですけども、友達に言ったら反対に逆恨みされる。親に言っても、親は忙しくて相手してくれない。先生に言っても、子供同士のトラブルだろうとか思ってしまうって重大な事件と認識されていないけども、本当に自分は命の危険を感じているっていう時にどこか避難できるところとか、訴えてちゃんと真面目に、真剣にそれを受けてくれる側っていうのがあればいいなと。それは、例えばDVであるとかの場合は、あるんですね。こども女性相談センターとかそういうのが子供にもあったらいいなっていうか、変な人に

声をかけられたらここに言いましょうとかは、ちゃんと周知されているんですけども、自分がいじめられた時に周りの人が分かってくれない時にここに言えばっていうのが、何か公になってあるといいなというか、本当に困った時にというのを今回、川崎の事で思ったので、皆さんにお会いできるせっかくの機会なので、ちょっと今回と関係ないですけど。

(会長)

事務局、どうですか。

(事務局)

長崎県佐世保の件、それから北海道の件、どうすれば救えたのかなと思った時に、周りが「本当に苦しかったね」と当事者に言える一つの場所、そういう相談機関が非常に大切な役割を担っていると思っております。その一つにスクールカウンセラーがいます。それから、お話にあったように、相談できる場所は沢山あります。ただ、それを子供達にしつかりと広報が出来ていないのじゃないかなと。そういうことを我々反省として来年度は、相談機関の一覧を作成して、教室内や学校内とか子供達の目に触れるところに掲示をして、相談できる場所があるよっていうことを、しっかり出していかないといけないと思います。これから、こんなところにありますということを周知して参りたいと思っております。

(B委員)

ありがとうございます。先日、女子トイレに入ったら、「それはDVです」って書いてあって、「こういうことをされていませんか、されていると思ったら、こちらに電話を」っていうのが、トイレの中に貼ってありました。あれはたぶん、こども女性相談センター、昔でいう児童相談所がやっているのかなと思うんですけども、そういうような、「本当に仲間はずれにされていませんか」、「SNSで無視されていませんか」とかの具体的な、これ思い当たるっていうのを書いて目の付くところに、例えば「何か困ったらここへ」っていうのがあるといいなと思いました。あと、スクールカウンセラーなんですけども、あれは臨床心理士がやっているんですけども、私達、普段から臨床心理士と関わりが密接なので、その世界については多少は知っているんですけども、やっぱり先生とか医者など全ての職種と同じで、個人差がものすごくあります。スクールカウンセラーは万能だとか、この人に任せれば大丈夫だというのは大きな間違いで、お医者さんでも、この人にかかれれば絶対大丈夫じゃないことはいっぱいあるので。そういう意味で、スクールカウンセラーがいるから大丈夫というのは危険だと思います。

(会長)

おっしゃるとおりで、私がよく言うのは、学校の先生はスクールカウンセラーに任せるのではなくて、活用してくださいと。それから、まさに万能ではないんだということ。徳島県の場合は、スクールカウンセラー制度が非常にうまくいってる県だと思います。例えば、継続任用の判断の時に、スクールカウンセラーに対するチェックが働いているということです。ただし、全部がうまくチェックできているのかといえば、なかなかですけども。そういうようなシステムみたいなものがある県ですね、ここは。

(事務局)

相談機関についてですが、これは一昨年にこのようなクリアファイルにして、相談機関一覧を県内の子供達全てに配りました。ただ、予算的なものがあって、毎年はできません。

こういう相談機関一覧は、普段は使わないかもしれないのですが、やはり本当に困ったら、「こういうところに電話してね」ということを示し、本当に困った時に電話をかけていただけるように広報して参りたいと思っております。

(会長)

まだまだ議論は尽きないと思うのですが、この辺りでと思います。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これで終了ということにさせていただきます。以上をもちまして本日の議事を終わらせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして、第2回「徳島県いじめ問題調査委員会」を閉じさせていただきます。

ご議論の中にもございましたけれど、今回は架空の事例でご検討いただきましたが、この事例を見る角度や視点、こういうところをもっと調べなきゃいけないのでは等、多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。A委員からもお話がございましたが、今後、他県からも再調査をした結果が徐々に出てくると思いますので、それが出てきて、ある程度まとまりましたら、各委員さんに参考資料としてお送りさせていただきたいと思います。それでは皆様、本日はありがとうございました。